

## 平成 29 年度熊本県生活交通路線維持費補助金交付要項

熊本県生活交通路線維持費補助金の交付については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号及び国空環第 103 号。以下「交付要綱」という。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### 第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 本要項において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助ブロック 交付要綱別表 6 に定める地域ブロックをいう。
- (2) 生活交通路線 交付要綱第 7 条による熊本県地域間幹線系統確保維持計画（以下「計画」という。）に記載された系統で、かつ、次の要件を満たすものをいう。
  - イ 補助対象期間又は補助対象期間の前々 1 年間における 1 日当たりの輸送量が 15 人～150 人であること
  - ロ 補助対象期間又は補助対象期間の前々 1 年間における 1 日当たりの運行回数が 3 回以上であること
- (3) 乗合バス事業者 交付要綱第 4 条第 1 項における乗合バス事業者をいう。
- (4) 補助対象期間 申請年度の 9 月 30 日を末日とする 1 年間をいう。
- (5) 輸送量 「平均乗車密度」×「運行回数」
- (6) 平均乗車密度 「運送収入」÷「実車走行キロ」÷「平均賃率」
- (7) 地域キロ当たり標準経常費用 知事が別に定める額とする。

### 第 2 章 路線維持費補助金

（補助対象路線）

第 2 条 補助対象路線は、生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないものとする。

（補助対象事業者）

第 3 条 補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、補助対象期間における補助対象路線の運行予定者として、計画に記載された者とする。

（補助対象経費の額）

第 4 条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が 50 パーセント以上の生活交通路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

$$\left( \frac{\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}} \right)$$

- 2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が 5 人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。

(補助対象経費の限度額)

第5条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。

(補助対象路線の要件成否の決定)

第6条 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による生活交通路線維持費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出するものとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とする。ただし、国が交付する補助金が補助対象経費の2分の1を上回る場合は、補助対象経費から国が交付する補助金を控除した額以内の額とする。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第9条 知事は、第7条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、第2号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、第3号様式によるものとする。

(補助金の経理等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第12条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要項の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年10月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。